

《第2次緑の基本計画・進捗管理調書》

資料 2
議題 (1) ②

○進捗管理調書における、「期間の区切り」および「施策・事業の完了・検討終了時期」の示し方については、以下の表のとおりとなります。

※第2次緑の基本計画 88ページから96ページを抜粋

《期間の区切り》

| 期間 | |
|----|--------|
| 短期 | 1～3年以内 |
| 中期 | 4～5年以内 |
| 長期 | 6～7年以内 |

*2019～2033年（15年）のうち、中間見直し年である2026年（7年）までの期間を設定

《施策・事業の導入・検討開始時期と完了・検討終了時期の示し方》

| 新規・継続 | 詳細 |
|-------|--|
| 新規 | 矢印は、「新規の施策・事業の導入・検討開始時期」から「完了・検討終了時期」を示す |
| 継続 | 矢印は、「既存の施策・事業の完了・検討終了時期」を示す |
| | 棒線は、「長期（6～7年）以降も継続的に取り組む既存の施策・事業」を示すが、長期のため、施策・事業の完了・検討終了時期は示さない |

《表示例》

| 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|----------|-----|----|----|----|----|----|
| | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| | | ○ | | → | → | |
| | | | ○ | → | | |
| | | | ○ | | | |

新規の施策・事業の導入・検討開始時期

新規の施策・事業の完了・検討終了時期

既存の施策・事業の完了・検討終了時期

長期（6～7年）以降も継続的に取り組む既存の施策・事業のため、完了・検討終了時期は示さない

《第2次緑の基本計画・進捗管理調書》

各課まとめ

(1) 美しい景観づくり

① 植木の里としての個性ある景観の維持・向上

| | 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|-----|-------------------------------------|-------------------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i | 農産物の高付加価値化（ブランド化）の検討 | 農政課 | | ○ | → | | |
| ii | 花の文化展及び緑と大地の豊年まつりなどのイベントを開催した団体への支援 | 農政課 | | ○ | | | |
| iii | 緑化産業に関連する伝統技術を学ぶ研修会や園芸講習会の開催 | 農政課 (川口緑化センター) | | ○ | | | |

取組状況について記載

【農政課】

川口農業ブランド制度の推進を積極的に支援し、市内農業者が生産した農産物の認知度向上を図っている。また、各種イベントを開催する団体の支援に加え、川口緑化センターにおいて伝統技術を学ぶ研修会や園芸講習会を開催し、都市住民と農業のふれあいを促進するとともに、植木の里としての美しい景観の維持に努めている。今後も継続して取り組む。

② 都市的土地利用との共存による緑の減少の抑制

| | 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|----|-----------------------------------|------------------------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i | 優良田園住宅*等の緑を伴う新たな土地利用の選択肢の追加に関する検討 | 住宅政策課 開発審査課 みどり課 | | ○ | → | | |
| ii | 安行近郊緑地保全区域*等における新たな緑地保全方策の検討 | みどり課 | ○ | | → | | |

取組状況について記載

【住宅政策課・開発審査課】

- ・「川口市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」（川口市優良田園住宅制度）を定め平成31年4月より施行。当該制度の活用実績は無いが、今後もPRに努めていく。
- ・「川口市安行近郊緑地保全区域（市街化調整区域）将来土地利用方針」（令和3年度策定）に基づき、埼玉高速鉄道新井宿駅及び戸塚安行駅に近接する比較的高い宅地需要が見込まれる区域については、川口市優良田園住宅制度の法定要件も含めて制度要件の合理化を図り、新たに市独自制度として「川口市優良郊外型住宅の建設に関する要綱」（川口市優良郊外型住宅制度）を定め、令和4年4月より施行。土地利用の選択肢を増やすことで、緑農地の保全に貢献する安らぎと潤いある“緑あふれる外観の住宅”による質の高い住宅地形成の促進に努めていく。活用実績としては、令和4年12月に第1号が認定され令和6年2月に竣工した。

【みどり課】

「都市的土地利用との共存による緑の減少の抑制」のモデルとなる実績作りのため、当該制度に係る緑地の整備に対する支援策として、補助制度を設けた（R4～R8年度）。

《第2次緑の基本計画・進捗管理調書》

各課まとめ

③ 河川・水路沿いの潤いのある水辺景観の整備・活用の推進

| | 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|-----|--------------------------------|-------------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i | 河川や水路の維持管理の実施 | 河川課、 国・県 | | ○ | | | |
| ii | 旧芝川での親水護岸整備 | 河川課、県 | | ○ | | | |
| iii | 「川の国埼玉はつらつプロジェクト」による綾瀬川での遊歩道整備 | 河川課、県 | | ○ | → | | |
| iv | 調節池整備に合わせた水辺環境整備 | 河川課 | | ○ | | | |

取組状況について記載

【河川課】

国・県・市により、各機関が管理する河川や水路の浚渫や改修工事等を実施し、適切な維持管理を進めている。親水護岸整備については、計画に基づき、整備を進めている。遊歩道整備については、令和2年度に整備が完了。江川第3調節池の整備に合わせ、水辺環境の整備も、順次、進めている。

④ 安行台地に形成される斜面林の景観の維持・向上

| | 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|-----|----------------------------|------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i | 特別緑地保全地区*や保全緑地*の指定 | みどり課 | | ○ | | | |
| ii | 重要な保全緑地*の公有地化の検討 | みどり課 | | ○ | | | |
| iii | 緑地の適正管理の実施及び保全緑地*の公開に関する検討 | みどり課 | | ○ | → | | |
| iv | ボランティア団体や自然再生活動団体との管理協定の締結 | みどり課 | | ○ | | | |
| v | 保全緑地*における自然再生活動団体による管理の実施 | みどり課 | | ○ | | | |
| vi | ボランティア団体と連携した担い手の増加に向けた検討 | みどり課 | ○ | | → | | |

取組状況について記載

【みどり課】

緑の骨格に位置付けた箇所である安行赤堀用水沿い斜面林保全緑地について、令和6年度に県と共同で一部公有地化を行った。台帳を作成し、計画的に維持管理できる体制を整えるなど、引き続き適正な管理手法や重要な緑地の公有地化等、公開の可能性を含め引き続き検討していく。

⑤ 本市の顔となる鉄道駅周辺におけるふさわしい良好な緑の景観の創出

| | 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|------|-----------------------------------|------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i | 花壇・プランター等への魅力的な草花の植栽 | 公園課 | | ○ | | | |
| ii | 街路樹剪定等の際の基準の設定に向けた検討 | 公園課 | ○ | | → | | |
| iii | ボランティア団体への種苗等の支給や緑化資器材購入補助の実施 | みどり課 | | ○ | | | |
| iv | 緑化産業団体等と連携した緑化をPRできる緑の景観の創出に関する検討 | みどり課 | ○ | | → | | |
| v | ボランティア団体と連携した担い手の増加に向けた検討 | みどり課 | ○ | | → | | |
| vi | 生け垣・植込地設置補助、屋上緑化*補助等の実施 | みどり課 | | ○ | | | |
| vii | 既存の緑化補助事業の補助要件の見直し | みどり課 | ○ | | → | | |
| viii | 保存樹木*・保存樹木(生垣)*の指定要件の見直し | みどり課 | ○ | | → | | |

取組状況について記載

【公園課】

(i) 駅前の花壇やプランター等へ、季節に合わせて花を植え替え魅力的な空間を演出している。
 (ii) 令和元年度より有識者や事業者等から成る樹木管理指針策定検討委員会を組織し、令和2年度に川口市樹木管理指針（街路樹編）、令和3年度に川口市樹木管理指針（公共施設編）を策定し、運用を開始している。

【みどり課】

ボランティア団体への種苗・肥料等の支給を継続的に行っており、ボランティアの担い手を増やすため、道路にボランティア団体の募集看板を設置し、ホームページで新規活動を募集した。また、生け垣・植込地設置、屋上緑化等に対する補助金の周知を行った。

《第2次緑の基本計画・進捗管理調書》

各課まとめ

⑥ 地域で育まれた歴史・文化と調和した緑の景観の保全・創出

| | 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|----|---|------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i | 赤山城跡※保存のための事業用地の購入等や事業地内における緑地の保全・整備の実施 | 文化財課 | | ○ | | | |
| ii | 保全緑地*や保存樹木*の指定の実施 | みどり課 | | ○ | | | |

※事業名変更のため、現在は「赤山陣屋跡」

取組状況について記載

【文化財課】

令和6年度は、1748.74 m²の用地を購入し、合計 31619.65 m²を公有地化するとともに、樹木管理を実施して緑地保全に努めた。

【みどり課】

近年、自然災害による保全緑地および保存樹木の倒木のリスク等、安全性が問われてきている。そのため、指定要件に安全配慮に関する事項を追加することを検討する。

⑦ 住宅地における緑の景観の創出

| | 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|-----|-------------------------------|------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i | ボランティア団体への種苗等の支給や緑化資器材購入補助の実施 | みどり課 | | ○ | | | |
| ii | ボランティア団体と連携した担い手の増加に向けた検討 | みどり課 | ○ | | → | | |
| iii | 生け垣・植込地設置補助、屋上緑化*補助等の実施 | みどり課 | | ○ | | | |
| iv | 既存の緑化補助事業の補助要件の見直し | みどり課 | ○ | | → | | |

取組状況について記載

【みどり課】

ボランティア団体への種苗・肥料等の支給を継続的に行っており、ボランティアの担い手を増やすため、道路にボランティア団体の募集看板を設置し、ホームページで新規活動を募集した。また、生け垣・植込地設置、屋上緑化等に対する補助金の周知を行った。

《第2次緑の基本計画・進捗管理調書》

各課まとめ

⑧ 住・工混在地域や工場が多い地域における良好な緑の景観の創出

| | 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|----|-------------------------|------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i | 生け垣・植込地設置補助、屋上緑化*補助等の実施 | みどり課 | | ○ | | | |
| ii | 既存の緑化補助事業の補助要件の見直し | みどり課 | ○ | | | | |

取組状況について記載

【みどり課】

生け垣・植込地設置、屋上緑化等に対する補助金の周知を行った。

(2) 自然環境の保全

① 安行・神根地域を中心として広がる農地等の保全

| | 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|-----|---|-------------------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i | 農産物の高付加価値化（ブランド化）の検討 | 農政課 | | ○ | | | |
| ii | 花の文化展及び緑と大地の豊年まつりなどのイベントを開催した団体への支援 | 農政課 | | ○ | | | |
| iii | J A等による市民農園開設等への支援 | 農政課 | | ○ | | | |
| iv | 市役所マルシェの開催や市産品フェアにおいて販売コーナーを設けることに加え、即売会に出展した団体への支援 | 農政課 | | ○ | | | |
| v | 緑化産業に関連する伝統技術を学ぶ研修会や園芸講習会の開催 | 農政課 (川口緑化センター) | | ○ | | | |
| vi | 散策案内パンフレットの設置 | 農政課 (川口緑化センター) | | ○ | | | |

取組状況について記載

【農政課】

都市農業の振興と農地の保全のため、農業関係の各種イベント開催や、遊休農地等を利活用した市民農園の開設及び運営管理を支援している。また、川口農業ブランド推進協議会の取り組みを積極的に支援する等、持続的な営農が可能となるよう市内産農産物のPRや販売を支援するとともに、川口緑化センターに各種散策案内マップ等を設置し、緑化産業のPRに努めている。今後も継続して取り組む。

《第2次緑の基本計画・進捗管理調書》

各課まとめ

② 河川・水路沿いの潤いのある水辺環境の形成

| | 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|-----|--------------------------------|-------------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i | 河川や水路の維持管理の実施 | 河川課、 国・県 | | ○ | | | |
| ii | 旧芝川での親水護岸整備 | 河川課・県 | | ○ | | | |
| iii | 「川の国埼玉はつらつプロジェクト」による綾瀬川での遊歩道整備 | 河川課・県 | | ○ | ➡ | | |
| iv | 調節池整備に合わせた水辺環境整備 | 河川課 | | ○ | | | |

取組状況について記載

【河川課】

国・県・市により、各機関が管理する河川や水路の浚渫や改修工事等を実施し、適切な維持管理を進めている。親水護岸整備については、計画に基づき、整備を進めている。遊歩道整備については、令和2年度に整備が完了。江川第3調節池の整備に合わせ、水辺環境の整備も、順次、進めている。

③ 安行台地に形成される斜面林の維持・保全

| | 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|-----|----------------------------|------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i | 特別緑地保全地区*や保全緑地*の指定 | みどり課 | | ○ | | | |
| ii | 重要な保全緑地*の公有地化の検討 | みどり課 | | ○ | | | |
| iii | 緑地の適正管理の実施及び保全緑地*の公開に対する検討 | みどり課 | | ○ | ➡ | | |
| iv | 保全緑地*における自然再生活動団体による管理の実施 | みどり課 | | ○ | | | |
| v | ボランティア団体と連携した担い手の増加に向けた検討 | みどり課 | ○ | | ➡ | | |

取組状況について記載

【みどり課】

緑の骨格に位置付けた箇所である安行赤堀用水沿い斜面林保全緑地について、令和6年度に県と共同で一部公有地化を行った。

引き続き現状の自然のまま保全していく緑地、市民が憩える場として公開する緑地など、保全緑地のあり方について検討していく。また、公有地化した保全緑地については管理台帳を整備するとともに、適正な緑地管理について、自然再生活動団体と継続して協力していく。

《第2次緑の基本計画・進捗管理調書》

各課まとめ

④ 密集化が進行している市街地の緑の創出と環境負荷の軽減

| | 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|-----|--------------------------------------|------------------------------------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i | 生け垣・植込地設置補助、屋上緑化*補助等の実施 | みどり課 | | ○ | | | |
| ii | 既存の緑化補助事業の補助要件の見直し | みどり課 | ○ | | | | |
| iii | 土地区画整理事業*・住宅市街地総合整備事業等による公園・緑地・広場の整備 | 公園課・市街地整備室 ・各土地区画整理事務所 ・再開発課 | | ○ | | | |

取組状況について記載

【みどり課】

生け垣・植込地設置、屋上緑化等に対する補助金の周知を行った。また、土地区画整理事業等のまちづくりが進む地域で活用されるよう事業協力者へ周知を行った。

【公園課】

事業の進捗に併せ、順次整備していく予定である。

【市街地整備室】

両事業において、継続的に公園・緑地の確保、整備に努めている。

【再開発課】

桜町3・4丁目及び周辺地区は住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）により事業を実施し、道路や公園・広場等の整備について整備計画書に基づき進めている。

【区画整理課】

(組合) 戸塚東部特定土地区画整理事業地内においては、5箇所の公園整備計画のうち2箇所の整備が完了しており、引き続き、事業進捗に合わせ整備を進めている。

(東部) 新郷東部第2土地区画整理事業地内においては、事業進捗に合わせ、公園用地の確保に努めている。

(西部) 芝東第3土地区画整理事業地内においては、事業進捗に合わせ、公園の用地確保に努めている。

芝東第4土地区画整理事業地内においては、令和7年度中に街区公園1箇所の引継ぎを目指し、公園用地の整備に取り組む。

(北部) 石神西立野特定土地区画整理事業地内においては、令和元年度に街区公園1箇所の整備を完了し、引き続き、事業進捗に合わせ公園緑地の用地確保に努めている。

安行藤八特定土地区画整理事業地内においては、事業進捗に合わせ、公園用地の確保に努めている。

(里) 里土地区画整理事業地内においては、7箇所の公園整備計画のうち2箇所の整備が完了しており、引き続き、事業進捗に合わせ整備を進めている。

《第2次緑の基本計画・進捗管理調書》

各課まとめ

⑤ 風の道となる斜面林・河川・水路の連続性の確保の推進

| | 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|-----|-----------------------------|------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i | 特別緑地保全地区*や保全緑地*・保存樹木*の指定 | みどり課 | | ○ | | | |
| ii | 重要な保全緑地*の公有地化の検討 | みどり課 | | ○ | | | |
| iii | 緑地の適正な管理の実施及び保全緑地*の公開に対する検討 | みどり課 | | ○ | | | |

取組状況について記載

【みどり課】

重要な緑地として位置づけている西新宿保全緑地の一部について、令和7年度以降に、特別保全緑地への指定及び県と共同で購入し、公有地化する準備を進めている。

⑥ 生産緑地地区*の維持・保全

| | 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|-----|-----------------------------|------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i | 生産緑地地区*の面積要件を引き下げる条例の制度の周知 | みどり課 | | ○ | | | |
| ii | 生産緑地地区*の新規指定及び特定生産緑地地区*への更新 | みどり課 | ○ | | | | |
| iii | 今後の生産緑地の活用方法の検討 | みどり課 | ○ | | | | |

取組状況について記載

【みどり課】

災害の防止や農業と調和した都市環境の保全に資する農地について、生産緑地地区として新規・追加指定を行った。

《第2次緑の基本計画・進捗管理調書》

各課まとめ

(3) 緑を活かしたレクリエーション創出

① 自然とふれあえる水辺や緑地の活用の推進

| 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|--|-------------|----|----|----|----|----|
| | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i 自然体験教室のような学習機会提供の検討 | みどり課 | ○ | | | | |
| ii 川口いきもの探検隊の実施 (～R1年度:親と子の自然環境調査の実施) | 自然保護 対策課 | | ○ | | | |
| iii 環境学習の実施 | 指導課 | | ○ | | | |
| iv 学校ファーム*事業の推進 | 指導課 | | ○ | | | |

取組状況について記載

【自然保護対策課】

見沼田んぼの「見沼自然の家」周辺において、小学生とその保護者を対象に全6回実施している。今後も継続して実施していく。

【指導課】

学校では、実態に応じて身近な自然や環境とのふれあいを教育課程の中に位置づけ、環境教育を実施している。また、市内全小・中学校で学校ファーム等を活用し、作物の栽培を通して自然とふれあえるようにしている。今後も体験活動を通して、命や環境、食物に対する理解を深められるようにしていく。

【みどり課】

見沼田んぼにて市内の小学生を対象にした「自然ふれあい教室」を開催しており、秋季と春季の2回実施した。また、市のホームページに活動状況を掲載することで、効果的に周知した。

② 都市農地*の活用の推進

| 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|--------------------------------|------|----|----|----|----|----|
| | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i JA等による市民農園開設等への支援 | 農政課 | | ○ | | | |
| ii 緑化産業の活性化の推進 | 農政課 | | ○ | | | |
| iii 生産緑地地区*の面積要件を引き下げる条例の制度の周知 | みどり課 | | ○ | | | |
| iv 生産緑地地区*の新規指定及び特定生産緑地地区*への更新 | みどり課 | ○ | | | | |
| v 今後の生産緑地の活用方法の検討 | みどり課 | ○ | | | | |

取組状況について記載

【農政課】

遊休農地等を利活用した市民農園の開設及び運営管理を支援している。また、市民の本市農業への理解促進を図るため、各種イベントの支援や家庭菜園講習会を開催した。今後も内容等を検討しながら継続して取り組む。

【みどり課】

新規指定を促すほか、年々買取申出により生産緑地地区が減少していることから、残存する生産緑地を今後も都市機能の一部として継続的に残していくために、農業経営の支援及び農地の利活用策について検討を行っていく。

③ 広域活動拠点の整備・活用の推進

| | 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|-----|--------------------------------|-----------------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i | 生態系*に配慮したイイナパーク川口（赤山歴史自然公園）の整備 | 公園課・赤山歴史自然公園整備室 | | ○ | | | |
| ii | オープンナーセリー*等の周辺施設との連携 | 公園課・赤山歴史自然公園整備室 | ○ | | | | |
| iii | グリーンセンターの老朽化対策の実施 | グリーンセンター | ○ | | | | |
| iv | 青木町公園の改修工事の実施 | 公園課 | | ○ | | | |

取組状況について記載

【公園課】

(i) 令和4年4月にハイウェイオアシスを含む公園全体が開園した。整備が完了し、昆虫などの生きものとふれあうことのできるイベントなどを開催した。

(ii) オープンナーセリーの整備を施工中。

(iv) 平成30年度に鋳物を取り入れた外柵の工事を完了している。今後、残りの施設について、計画的な改修計画を検討していく必要がある。

【グリーンセンター】

川口市立グリーンセンター活性化基本計画に基づき、エリアごとに開園しながら整備を進めており、第3期の公園実施設計が完了する予定となっている。また、施設の老朽化が著しい大型複合遊具のローラーすべり台やミニ鉄道の踏切について、先行して改修工事を行った。

《第2次緑の基本計画・進捗管理調書》

各課まとめ

④ 地域住民のニーズに対応した公園・緑地の機能の充実

| 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|--|----------------|----|----|----|----|----|
| | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i 土地区画整理事業*に併せた公園整備 | 公園課・各土地区画整理事務所 | | ○ | | | |
| ii 市民緑地認定制度*の導入の検討 | みどり課 | ○ | | | | |
| iii 無償提供公園としての用地の借り受けの実施 | 公園課 | | ○ | | | |
| iv 地域特性を活かした公園づくりの実施 | 公園課 | | ○ | | | |
| v 遊水機能を持たせた調節池である前野宿川公園の整備 | 公園課 | ○ | | | | |
| vi 遊水機能を有する公園の平常時における多目的広場としての継続的な機能更新 | 公園課 | | ○ | | | |
| vii 高齢者や障がい者も利用しやすい公園整備の推進 | 公園課 | | ○ | | | |

取組状況について記載

【公園課】

(i) 事業の進捗に併せ、順次整備していく予定である。

(iii) 地権者の意向を踏まえながら、引き続き公園として利用できるよう交渉していく。

(iv) 公園整備前に地元地域の方々を対象に説明会を行い、意見を集約し、地域特性を活かした公園づくりを引き続き実施していく。

(v) 前野宿川公園の斜面地は、調節池と隣接していることから、水と緑のネットワークを創出し、地域の方々が憩える場を提供するため、整備工事を行った。

(vii) 誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れた公園整備を引き続き行っていく。

【区画整理課】

(組合) 戸塚東部特定土地区画整理事業地内においては、事業の進捗に合わせ整備を進めている。

戸塚南部特定土地区画整理事業地内においては、街区公園3箇所が整備済みであり、供用開始している。

(東部)新郷東部第2土地区画整理事業地内においては、事業進捗に合わせ、公園用地の確保に努めている。

(西部)芝東第3土地区画整理事業地内及び芝東第6土地区画整理事業地内においては、事業進捗に合わせ、公園の用地確保に努めている。

芝東第4土地区画整理事業地内においては、令和7年度中に街区公園1箇所の引継ぎを目指し、公園用地の整備に取り組む。

芝東第5土地区画整理事業地内においては、令和6年度中に街区公園1箇所の整備完了を予定している。

(北部)石神西立野特定土地区画整理事業地内においては、令和元年度に街区公園1箇所の整備を完了し、引き続き事業進捗に合わせ用地確保に努めている。

安行藤八特定土地区画整理事業地内においては、事業進捗に合わせ、公園用地の確保に努めている。

《第2次緑の基本計画・進捗管理調書》

各課まとめ

(里) 里土地区画整理事業地内においては、7箇所の公園整備計画のうち2箇所の整備が完了しており、引き続き、事業進捗に合わせ整備を進めている。

【みどり課】

今後の保全緑地のあり方について、郊外地の自然林としての保全策を検討する。また、都市部では、共同住宅や商・工業施設内の公開空地における緑地について、市民緑地認定制度等の新たな緑地の創出、保全策について検討する。

⑤ 潤いのある水辺空間のネットワーク化の推進

| | 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|----|--------------------------------|-------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i | 旧芝川での親水護岸整備 | 河川課・県 | | ○ | | | |
| ii | 「川の国埼玉はつらつプロジェクト」による綾瀬川での遊歩道整備 | 河川課・県 | | ○ | ➡ | | |

取組状況について記載

【河川課】

親水護岸整備については、計画に基づき、整備を進めている。遊歩道整備については、令和2年度に整備が完了。

《第2次緑の基本計画・進捗管理調書》

各課まとめ

(4) 生物多様性*の保全

① 動植物の生息・生育できる緑の保全・創出

| 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|--------------------------|-----------------|----|----|----|----|----|
| | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i 旧芝川での親水護岸整備 | 河川課・県 | | ○ | | | |
| ii 調節池整備に合わせた水辺環境整備 | 河川課・県 | | ○ | | | |
| iii 調節池の整備に合わせたピオトープ*の整備 | 公園課・里土地区画整理事務所 | ○ | | | | ➡ |
| iv 前野宿川調節池の水辺環境の保全 | 河川課・公園課 | | ○ | | | |
| v アライグマ防除実施計画の実施 | 自然保護対策課 | | ○ | | | |
| vi 生態系*に配慮した樹種の選定と施設整備 | 公園課・赤山歴史自然公園整備室 | | ○ | ➡ | | |
| vii 河川や水路沿いの樹木の維持管理の実施 | 公園課 | | ○ | | | |

取組状況について記載

【河川課】

親水護岸整備については、計画に基づき、整備を進めている。江川第3調節池の整備に合わせ、水辺環境の整備も、順次、進めている。前野宿川調節池の常時湛水池の適切な管理を実施し、水辺環境の保全を行っている。

【区画整理課】

(里) 里土地区画整理事業地内においては、事業進捗に合わせ、調整池の用地確保に努めている。

【公園課】

(iii) 里区画整理事業地内で計画されている公園であり、事業の進捗に併せ、整備する予定である。

(iv) 前野宿川調節池に隣接している斜面林を保存するとともに、水辺環境の保全を図っていく。

(vi) 赤山歴史自然公園において、令和3年度で植栽工事や施設整備工事が完了し、令和4年4月に全体開園した。

(vii) 令和2年度策定の川口市樹木管理指針(街路樹編)及び令和3年度策定の川口市樹木管理指針(公共施設編)に基づいた管理を展開していく予定である。また、令和4年度より埼玉県の水辺周辺活用事業(農業用水)を開始し、見沼代用水東縁の桜並木の剪定・伐採を実施していく。

【自然保護対策課】

アライグマは特定外来生物に指定されており、全国的に増加傾向となっている。埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき防除を進めている状況であり、今後も継続して実施していく。

《第2次緑の基本計画・進捗管理調書》

各課まとめ

② 生物調査に基づく動植物に配慮した環境の維持・保全

| | 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|-----|---------------------------------------|----------------------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i | 川口いきもの調査の実施 | 自然保護 対策課 ・みどり課 | ○ | | | | |
| ii | 自然ふれあい教室の実施 | みどり課 | | ○ | | | |
| iii | 自然体験教室のような学習機会の提供の検討 | みどり課 | ○ | | | | |
| iv | 川口いきもの探検隊の実施 (～R1年度:親と子の自然環境調査の実施) | 自然保護 対策課 | | ○ | | | |
| v | 環境学習の実施 | 指導課 | | ○ | | | |
| vi | ボランティア団体や自然再生活動団体との管理協定の締結 | みどり課 | | ○ | | | |
| vii | ボランティア団体と連携した担い手の増加に向けた検討 | みどり課 | ○ | | | | |

取組状況について記載

【自然保護対策課】

市民参加型の「川口いきもの調査」では、約3,300件の報告（1月末現在）が届いている。今後も継続して調査を実施し、調査結果をもとに、その地域に応じた生物多様性の保全に取り組んでいく。

見沼たんぼの「見沼自然の家」周辺において、小学生とその保護者を対象に全6回実施している。今後も継続して実施していく。

【みどり課】

見沼たんぼにて市内の小学生を対象にした「自然ふれあい教室」を開催しており、秋季と春季の2回実施した。また、市のホームページに活動状況を掲載することで、効果的に周知した。

【指導課】

学校では、実態に応じて自然の観察や動植物の飼育・観察を教育課程の中で位置づけ、環境教育を実施している。体験活動を通して、環境保全に対する理解と関心を深められるよう、今後も継続していく。

《第2次緑の基本計画・進捗管理調書》

各課まとめ

(5) 安全・安心な環境づくりへの貢献

① 水害に備えた貯留施設等の整備と維持管理の強化

| 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|-----------------------------|------------|----|----|----|----|----|
| | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i 調節池の整備、維持・保全 | 河川課 | | ○ | | | |
| ii 見沼田んぼの維持・保全 | みどり課・ 県 | | ○ | | | |
| iii 雨水を貯留・浸透させる農地の維持・ 保全 | 農政課 | | ○ | | | |

取組状況について記載

【河川課】

江川第3調節池等、貯留施設の整備を進めると共に、既存調節池の浚渫や除草、排水施設の維持管理を行い、貯留施設の適切な維持管理を行っている。

【みどり課】

埼玉県と連携し、見沼田んぼの保全・活用・創造に向けた取り組みを行っている。令和4から5年度に県の補助事業を活用し、東内野前町東保全緑地の一部公有地化を行った。公有地化できていない部分については、条件が整い次第購入を行っていく。

【農政課】

農地の保全を図り遊休農地等を利活用した市民農園の開設及び運営管理を支援している。また、農薬の適正使用及び保管管理の徹底等を周知し、都市と農地が共存する持続的な農業を推進している。今後も継続して取り組む。

② 自然災害等に備えた樹木の適正な管理の推進

| 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|-------------------------------|------|----|----|----|----|----|
| | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i 保全緑地*や保存樹木*の指定の実施 | みどり課 | | ○ | | | |
| ii ボランティア団体や自然再生活動団体との管理協定の締結 | みどり課 | | ○ | | | |
| iii 保全緑地*における自然再生活動団体による管理の実施 | みどり課 | | ○ | | | |
| iv ボランティア団体と連携した担い手の増加に向けた検討 | みどり課 | ○ | | → | | |

取組状況について記載

【みどり課】

近年の自然災害による保全緑地および保存樹木の倒木のリスク等、安全性が問われてきていることから、指定要件に安全配慮を追加することについて引き続き検討していく。

《第2次緑の基本計画・進捗管理調書》

各課まとめ

③ 農地等の緑地の一時的な避難場所への活用

| 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|--|------|----|----|---|----|----|
| | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i 緑地・農地の多様な機能のひとつである、避難場所としての機能の活用に向けた検討 | みどり課 | ○ | |  | | |

取組状況について記載

【みどり課】

緑地や農地の防災等としての機能の周知を図る方法等について検討する。

④ 広域避難場所*等の防災機能の充実

| 推進のための事業 | 担当課 | 新規 | 継続 | 期間 | | |
|---|----------|----|----|---|----|----|
| | | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| i グリーンセンターの老朽化対策及び、オープンスペース*の確保に向けた建物・施設の整備 | グリーンセンター | ○ | |  | | |
| ii ホームページやハザードマップ*による広域避難場所*等の周知 | 危機管理課 | | ○ |  | | |
| iii 近隣住民の意見を取り入れた公園整備の実施 | 公園課 | | ○ |  | | |
| iv 防災機能を備えた公園の整備 | 公園課 | ○ | |  | | |

取組状況について記載

【グリーンセンター】

川口市地域防災計画に位置付ける広域避難場所及び地域防災拠点として、旧流水プール場跡地に新たな第4駐車場が完成した。

【危機管理課】

広域避難場所等を掲載したハザードマップ(「防災本」)をホームページ上で公開するとともに市施設で無料配布し、周知に努めている。また、広報かわぐちや市民向け防災講座などの機会を捉えてハザードマップを活用した広域避難場所等の確認を呼び掛けている。

【公園課】

(iii) 整備前に近隣住民を対象に説明会を行い、意見を取り入れた公園づくりを引き続き実施していく。
(iv) 都市災害の避難場所という安全性向上の役割も十分に担った公園として、令和5年4月に沼田公園を開園した。

